



法学部教授 飯 考行

いい たかゆき

↑ゼミ生とともに ※撮影時のみマスクを外しています。

1972年仙台市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。専門は法社会学、司法制度論。編著書は『裁判員制度の10年—市民参加の意義と展望』（日本評論社、2020年）、『あなたも明日は裁判員!?』（日本評論社、2019年）、『災害復興の法と法曹—未来への政策的課題』（成文堂、2016年）など多数。2014年から「裁判員ラウンジ」という裁判員経験者の体験を聞く会を開催している。趣味は音楽鑑賞や温泉めぐりなど。

法社会学との出会いと関わり

元々、新聞などで報じられる社会問題に関心を持っていたところ、大学で法学部に入学することになりました。1、2年生のうちは、民法のサークルで、想定事例をめぐるディベートをして、それなりに楽しく学んでいました。その一方、条文解釈（例えば「権利の濫用」は具体的に何を意味するのか）で求められる論理的な一貫性は、根拠に乏しい気もしていました。そこで、3年生でゼミナールに入る際、主流の法学（法解釈学）と異なる法社会学を選びました。

法社会学とは、社会現象の一つとして法をとらえる学問です。法社会学ゼミナールでは、長野県の野沢温泉へ温泉権の合宿調査に赴き、地元の温泉組合の方にお話を伺い、源泉をどのような取り決めで引いているのかを聞き取りました。この体験は、机上で論理学のようにして学んでいた法を、社会で生きたものとしてとらえる貴重な経験になりました。また、温

泉を好きになり、休暇中に温泉めぐりをするきっかけになりました。

その後、大学院へ進学して法社会学を専攻しました。当時、政府で司法制度改革を進めており、大学院に在籍しながら弁護士会で改革に関する調査研究を手伝い、司法の運営を研究テーマにするようになりました。とりわけ、新たに提唱された、国民が刑事裁判に裁判員として参加して裁判官とともに判断を行う裁判員制度に、関心を持ちました。

青森県の弘前大学に就職し、地方部で裁判所や弁護士の少なさにより住民に法サービスが十分に行き届かない、司法過疎・アクセスのテーマを手がけるようになりました。2011年に東日本大震災が起り、司法過疎調査で通っていた東北地方太平洋沿岸部が深刻な津波被害を受けました。弘前大学生や市民と、岩手県へがれき撤去などの災害ボランティアで赴いたこともあり、災害の法的対応に関心が広がることになります。



↑法廷教室での模擬裁判の授業



↑女川町での法社会学ゼミナールによる津波事故被災者ご遺族聞き取り調査



↑裁判員ラウンジの様子（神田5号館アクティブラウンジにて）

■■■ 専修大学での授業と研究 ■■■

専修大学法学部に着任後、担当する法社会学の講義やゼミナールは、比較的多くの学生に受講していただいています。単位を取得しやすい「楽勝科目」のためかもしれませんが、法社会学は、社会規範、裁判、喫煙、ジェンダー、臓器移植などの身近なテーマから法を考えるため、論理一貫性を重んじる主流の法律科目に比べて、取り組みやすいためもあるかと思われます。模擬裁判員裁判のシナリオを持ち寄り実演する授業も行っています。ゼミナールでは、学生に関心あるテーマで報告してもらおうと、SNSの表現規制、SDGs、ICT・AIや自動運転と法の関わりなど、最先端の問題を取り上げることが多く、移り変わる社会で望ましい法のあり方を考える上で、私にとっても勉強になります。

ゼミナールでは、「裁判員ラウンジ」という裁判員を経験した市民の体験談をうかがう公開の会を2014年から開催しています。裁判員経験者は年に1万人ほどいるにもかかわらず、選ばれる確率がとても少ないためか、その体験を身近に聞く機会は多くありません。そこで、20歳（2022年度より18歳）以上の国民は毎年裁判員に選ばれる可能性があり、刑事裁判の実情を学びとらえ直す機会になるため、社会貢献、教育、研究の目的で「裁判員ラウンジ」を始めました。すでに30回ほど継続しており、毎回、裁判で判断した方の様々な実感を新鮮にうかがっています。裁判員制度には様々な評価があるものの、無罪推定や証拠にもとづく裁判の原則にもとづきながら、くじで選ばれて裁判員を務める多様な市民の人間性が判決をかたちづくっていることが実感されます。

災害の関係では、宮城県女川町で専修大学法学部を卒業したご子息を津波で亡くしたご両親と知り合い、裁判を起しし伝承活動が続ける思いをうかがう

などしています。そのご縁で、他の津波訴訟の原告や事故被害者遺族と知り合い、津波・事故死亡事案における事案の原因究明や再発防止に向けた語り部や働きかけなどの犠牲者遺族の活動が、法と社会へもたらしてきた影響を、実証的に検討しているところです。

その他に、研究面では、民事訴訟当事者調査のほか、弁護士業務の推移やアジア諸国での法整備支援の共同研究を進めています。法社会学は、法と社会の双方を広く視野に入れるため、学際的かつ国際的で、国内外の数多くの学会に所属して、理事や委員を務め大会で報告しています。あわせて、他の大学や大学院・法科大学院で講義を担当し、大学の会議や委員会に出席し、取材や執筆依頼に対応するなど、教育、研究、学務その他で、割合多忙な日々を送っています。仕事のかたわらで流す音楽と、週末に赴くスポーツジムが息抜きとなります。

■■■ 社会生活とともに生きる法 ■■■

これまで記した通り、私は、大学のゼミナール選をきっかけに、法社会学に関わり、仕事とするようになりました。振り返ると、司法制度改革、勤務先や東日本大震災など、時々の環境に左右されながら、法社会学の研究と教育を続けてきたことが分かります。

法社会学は、法律の条文から出発するのではなく、生活から出発して時々の社会とともに生きる法をとらえる学問です。法を条文の中に死蔵するのではなく、社会との関わりで調べ、理解し、必要な場合に用い、よりよい社会づくりのために活かし、つくりだすために、今後も法社会学の研究と教育を続けていきたいと思います。また、受講生にとって、法社会学の授業が、法を深く学び、質の高い人生を送る一助となれば、これに勝る喜びはありません。